

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対する傷病手当金の支給について

紋別市国民健康保険及び北海道後期高齢者医療保険の被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症にかかった場合、又は感染が疑われる場合に、療養のため仕事を休んだ期間(一定の要件を満たした場合に限る)について、傷病手当金を支給します。

支給を受けるには申請が必要です。

対象者 以下の(1)から(3)の全てに該当する方

- (1) 紋別市国民健康保険又は北海道後期高齢者医療保険の加入者
- (2) 給与の支払いを受けている方
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱などの症状があり感染が疑われ、仕事に行くことができない方(できなかった方)

支給内容

仕事に行くことができなかった日から起算して3日経過した日から、仕事に行くことができない期間のうち仕事に行くことを予定していた日。

ただし、給与収入などの全部又は一部を受けることができる場合は、その期間は支給しません。なお、受けることができる給与収入などの額が、規定により算定される傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。

支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数。

ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とします。

適用期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間。

ただし、入院が継続する場合などは、健康保険と同様に最長1年6か月までとします。

申請方法

申請書類をそろえ、市役所市民課に申請していただきます。申請書はお電話で郵送請求いただくか、市のホームページでダウンロードできます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お問い合わせはお電話で、申請は郵送でのご協力をお願いします。

☎ 市民課国保年金係 ☎ (24) 2111 内線232番
市民課医療給付係 ☎ (24) 2111 内線321番

年金コーナー 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。(5月1日より受付開始)

対象となる方 以下①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少
2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと
- ② 所得が相当程度まで下がった場合
2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当額(※2)(※3)になることが見込まれる方(学生の方は学生納付特例基準相当になることが見込まれる方)
※1 2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当(例:単身世帯の場合は57万円以下)や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。
※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

申請の対象となる期間 2月分～6月分

※7月分以降は、通常の免除申請と同様に改めて申請が必要です。(学生の方は2月から3月分までと、4月から令和3年3月分まで)

申請に必要なもの

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
※「⑫特例認定区分」欄の「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。
- ② 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
- ③ 学生の方は学生証のコピーか在学証明書
- ④ マイナンバー
- ⑤ 本人確認書
- ⑥ 印鑑

申請方法

- 日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 提出先は北見年金事務所又は市民課国保年金係
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での提出をぜひご利用ください。

免除制度の詳細、所得の基準等については日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構
ホームページは
こちら



☎ 市民課国保年金係 ☎ (24) 2111 内線231番
北見年金事務所 ☎ 0157(25)9635番